

仕 様 書

「令和8年度露出管路更新計画策定業務」

本業務は、徳島県設計業務共通仕様書及び水道施設設計業務委託標準仕様書(日本水道協会)に準拠完成するものとする。

鳴 門 市
鳴 門 市 企 業 局

令和8年度露出管路更新計画策定業務 特記仕様書

1 基本事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。

委託名 令和8年度露出管路更新計画策定業務

委託場所 鳴門市全域

委託期間 契約締結の翌日から令和9年3月10日まで

(2) 業務委託の目的

本業務委託は、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和5年3月厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）」に準じて、定期点検を行うとともに、本市が所有する露出管路台帳を更新し、更新計画を策定することを目的とする。

(3) 仕様書等の適用

本業務委託の履行にあたっては、本仕様書によるほか、以下によるものとする。

水管橋点検・評価マニュアル

（令和6年5月 WSP 日本水道鋼管協会）

水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン

（令和5年3月厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）

2 一般事項

- (1) 受託者は、点検の対象となる露出管路について事前に竣工図面等で構造を確認し、露出管路ごとの点検内容や点検方針を業務計画書として取りまとめ、監督職員の確認を得た上で点検作業に着手する。
- (2) 受託者は、事前に図面等で作業箇所の周辺状況を把握し、作業に必要な図面を携帯する。
- (3) 点検作業に当たっては、作業環境の安全確保並びに安全装備を実施し、水道施設に対し損傷を与えないよう十分留意する。
- (4) 受託者は作業に当り、河川区域や公園等における土地を一時的に使用する場合は、監督職員と協議するとともに、当該管理者の指示に従う。
- (5) 作業に当たり、河川及び河川構造物、道路構造物及びその他工作物を汚損しないよう注意し、汚損させた場合は、作業終了後、洗浄・清掃する。
- (6) 点検作業に当たり、河川区域や公園等における土地を一時的に使用する場合は、監督職員と協議するとともに、該当管理者の指示に従う。
- (7) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を撤去し、作業場所の清掃を実施する。
- (8) 受託者は、点検作業中異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示を受ける。
- (9) 受託者が、監督職員の指示に反して作業を続行しようとした場合、及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

3 業務内容

(1) 業務内容

露出管路点検 N=1 式

更新計画策定 N=1 式

(2) 業務個所

基幹管路 N=98 箇所、配水支管 N=112 箇所 計 N=210 箇所

露出管調査平面図および一覧表参照

3-1 露出管路点検

- (1) 点検の目的は、露出管路の健全度を評価するために実施し、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン、水管橋等の維持・修繕に関する検討報告書、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」Q&A（令和5年3月 厚生労働省 医薬・生活衛生局水道課）」に従うものとする。
- (2) 点検の内容は、1)漏水、補修の有無、2)管体外面の腐食状況、3)支承、支持金具、落橋防止装置、付属品（空気弁、伸縮管等）の異常、4)下部工（橋脚等）の劣化状況（ひび割れ等）を重点的に行う。具体的には、露出管路台帳に記載された項目とする。
- (3) 点検方式は、歩行、ドローン、船舶等により行う。
- (4) 歩行による点検は梯子等の補助設備を用いた直接目視とミラー、カメラ、ビデオ等を用いた間接目視を併用するものとする。
- (5) ドローンによる点検は道路橋から離れた位置にある露出管路に適用する。
この点検はドローンを用いた空撮による間接目視と露出管路点検歩廊等を利用した直接目視を併用する。実施前にはドローン飛行による必要な各種申請資料を作成し申請を実施する。
- (6) 船舶による点検は露出管路の高さが水面から近い箇所に適用し、交通船もしくは簡易調査船を用いた直接目視および写真撮影等による間接目視を併用する。
- (7) 本業務で対象となる各露出管路の点検方式は、原則として、歩行、ドローン、船舶等を想定しているが、事前に監督員と協議し、費用対効果に優れた方式と認められれば方式の変更も可能である。
- (8) 点検の記録はカメラ撮影を基本とするが、同等の媒体でも可とする。
- (9) 点検結果及び現況の写真は、露出管路台帳に取りまとめるものとする。
- (10) 露出管路の健全度は、「更新の評価基準」により数値で評価し、健全度を4ランク（S、A、B、C）に区分する。

3-2 更新計画の策定

- (1) 点検結果により更新方法（水管橋、橋梁添架、露出配管、推進等）を検討する。橋梁添架の場合は橋梁の上部、下部工の耐震性を確認する。
- (2) 点検結果により優先順位の選定を行い、事業計画書を作成する。